

終了促進措置のご案内

RFID 特定小電力無線局利用者様向け

2012年8月

ソフトバンクモバイル株式会社

終了促進措置のご案内

(目次)

1.	はじめに（周波数移行の背景）	2
2.	「終了促進措置」について	3
3.	RFID タグシステムの免許不要局について	3
4.	特定小電力無線免許不要局の RFID タグシステムを ご利用の皆様へのお願い	4
5.	全体スケジュールについて	5
6.	費用負担の範囲	5
7.	今後の進め方について	6
8.	協議・ご相談の窓口について	6
9.	リース物件について	7
10.	工事について	7
11.	租税の扱い	7

1. はじめに（周波数移行の背景）

ご利用の 950MHz 帯の RFID タグシステムは、総務省より 2011(平成 23)年 12 月 14 日に実施されました周波数割当計画の改正を受けて、2018(平成 30)年 4 月 1 日以降に使用できなくなります。

ひっ迫する携帯電話用の周波数確保のために新たにソフトバンクモバイル株式会社（ソフトバンクモバイル）に割り当てられました。（2012(平成 24)年 3 月 1 日総務大臣より開設計画認定の受理）

ソフトバンクモバイルは 950MHz 帯を使用したモバイルネットワークの構築の為、2011(平成 23)年総務省告示第 513 号（以下、「開設指針」という。）に基づき特定基地局の開局を進めさせて頂くこととなりました。

現在ご利用の RFID タグシステムが新しい周波数帯(920MHz 帯)に対応していない場合、引き続き RFID タグシステムをご利用される場合は RFID タグシステムの取替えが必要になります。

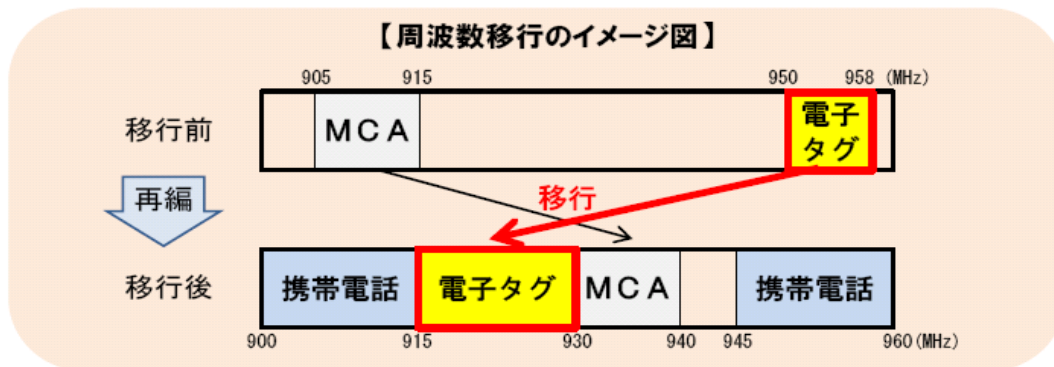
2018(平成 30)年 3 月 30 日までに周波数移行に伴う RFID タグシステムを取り替える費用を、電波法に基づく「終了促進措置」により、ソフトバンクモバイルが負担致します。

電子タグシステムの周波数が変わります！

- 現在ご利用中の950MHz帯電子タグシステムは、920MHz帯の周波数に移行することとなりました。
- 現在ご利用中の950MHz帯の電子タグシステムは、平成30年4月1日以降使用できなくなります。

総務省「電子タグシステムをお使いの皆様へ」リーフレットより抜粋

ひっ迫する携帯電話用周波数確保のため、950MHz帯の周波数を使用する電子タグシステムは平成30年3月31日までに920MHz帯へ移行することとなりました。**920MHz帯へ移行するために必要とされる費用は、新たに950MHz帯で携帯電話事業を行うソフトバンクモバイル株式会社が負担することとなります。**



※RFID タグシステム移行に関する詳細につきましては、総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/denpa/rfid.pdf> をご参照ください。

2. 「終了促進措置」について

「終了促進措置」とは、次の点について特定小電力無線局の利用者様が合意頂いた場合に、移行するために必要とされる費用をソフトバンクモバイルが負担する事をいいます。

- ①950MHz 特定小電力無線局を廃止し、920MHz の特定小電力無線を開設する措置
- ②以上の措置を 2018(平成 30)年 3 月 30 日までに行うことを合意

3. RFID タグシステムの特定小電力無線局について

現在免許申請無しでご利用頂けております950MHz帯RFIDタグシステムの特定小電力無線局は、技術基準適合証明の効力が平成30年3月31日までであることから、平成30年4月1日以降使用できなくなります。

平成30年4月1日以降に運用を行った場合電波法違反となります。

ソフトバンクモバイルでは、現在RFIDタグシステムの特定小電力無線局で使用中の周波数帯につきましても、上記期限から4年の前倒しを検討しており、平成26年4月から携帯電話用の電波利用を始めたいと考えております。

RFID タグシステムの特定小電力無線局につきましては、携帯電話用の電波利用の以前、以後に係わらずソフトバンクモバイルに対して協議を申し出ることが可能です。

終了促進措置に関する協議をご希望でしたら、後述のソフトバンクモバイルの窓口に対してご一報いただきますようお願い申し上げます。

4. 特定小電力無線局の RFID タグシステムをご利用の皆様へのお願い

「終了促進措置」に当たり、免許を必要とする無線局等に関しては、免許人様等と協議をお願いするために、総務省から提供された情報に基づき連絡をさせて頂いております。

しかしながら、免許を必要としない特定小電力無線局については、ご利用の方々を把握できておりません。まずは、「アクティブ RFID 周波数移行推進連絡会」に参加されていた全企業様（製造業者様等）にはご連絡を差し上げ、協議を開始させて頂いており、今後、これらの企業様より免許不要局をご利用の方々と「終了促進措置」の調整を頂く準備をしております。

現在ご利用中の RFID タグシステムが本特定小電力無線局に該当すると思われるご利用者様は製造業者様または納入業者様にお問い合わせ願います。

ご不明な点がある場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

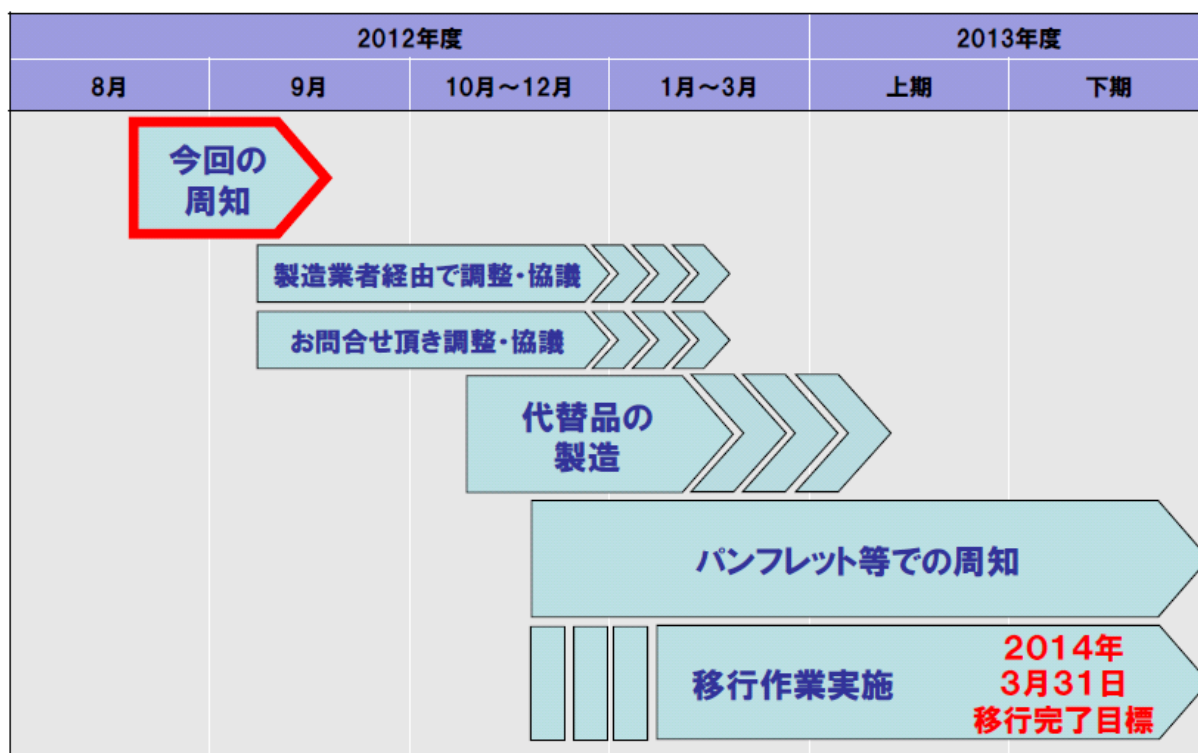
■お問い合わせ先

周波数移行 お問い合わせ窓口：0800-919-0900

ご連絡先メールアドレス：SBMGRP-rfid-kobetu@g.softbank.co.jp

5. 全体スケジュール

ソフトバンクモバイルは認定開設者として、ご迷惑をお掛けする事なく、関係各社様と協議を実施の上、2014(平成 26)年 3 月 31 日までに周波数移行することを目標としています。



※2014(平成 26)年 4 月 1 日から 2018(平成 30)年 3 月 30 日の間にご申告頂いたものについても同様に対応させていただきます。

6. 費用負担の範囲

「開設指針」に基づくソフトバンクモバイルの費用負担の範囲は、以下の通りです。

『無線設備および無線附属設備の取得の費用』

無線設備およびその附属設備の取得に要する費用を指し、原則、現行RFIDタグシステムと同等の無線設備および附属設備を無償かつ現物で提供する事により負担致します。

『無線設備および無線附属設備の変更工事の費用』

無線設備およびその附属設備の変更の工事に要する費用を指します。

『プログラムの変更費用』

プログラムの変更に要する費用で、リーダライタのドライバおよび周辺ソフトウェアの接続に関わるソフトウェア整備の為の取替えまたは改修にかかる費用を指します。

開設指針	負担設備等の範囲	ソフトバンクモバイルの主な負担方法	移行費用内訳 ※【参考】移行費用の内訳について参照
無線設備および無線附属設備の取得の費用	無線設備、タグ	物品の提供	機器費用
無線設備および無線附属設備の変更工事の費用	取替工事	工事の提供	変更工事費用
プログラムの変更費用	RWのドライバ等	プログラムの提供	ソフトウェア改修費

7. 今後の進め方について

- (1) まずは製造業者様、または納入業者様に連絡を入れご利用中の機器が「終了促進措置」の対象に該当しているかどうかご確認ください。
- (2) 該当する場合は、ソフトバンクモバイルにご一報ください。その後、製造業者様、または納入業者様とソフトバンクモバイルの間で協議を行います。
- (3) この協議の結果に基づき、ご利用者様と移行の調整をさせていただきます。

次に製造業者様または納入業者様を含めた具体的な進め方を示します。

①ソフトバンクモバイルにご一報いただいた件は、納入業者様（+製造業者様）と調整協議を開始します。

②納入業者様（+製造業者様）にて移行計画を策定して頂きます。

③利用者様と納入業者様（+製造業者様）にて完成しました移行計画書&納品書（現在ご利用のシステムの機器の数や価格についてわかるもの）をご提出頂きます。

この際、納入業者様からは作業費用等のお見積り書、製造業者様からは機器費用のお見積書を個別に費用見積をご提出頂く事になります。（作業が実際に発生する場合は作業見積書をご提出願うこととなります）その後3者（4者）で協議を実施し、合意の後に実際の移行業務をして頂きます。

8. 協議・ご相談の窓口について

今回のスキームについてのご相談、ご質問等や、まずはソフトバンクモバイルと2者間での協議をご希望される方につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

すぐに担当の者からご連絡をさせていただきます。

■お問い合わせ先

周波数移行 お問い合わせ窓口：0800-919-0900

ご連絡先メールアドレス：SBMGRP-rfid-kobetu@g.softbank.co.jp

9. リース物件について

現行RFIDタグシステムがリース物件の場合につきましても、無償でRFIDタグシステムを提供させていただきます。

未稼働となった現行RFIDタグシステムのリース期間中の際は、リース契約に従ってそのリース料金を利用者様よりリース会社に継続してお支払い頂くこととなりますので、利用者様への残債の一括請求は行われません。

なお、リースを途中解約された場合に発生した中途解約金などはソフトバンクモバイルではお支払い致しません。

10. 工事について

利用者様の業務上の支障等が出ないように、設備を納入された納入業者様または製造業者様が利用者様と移行に関する確認を事前に行い、移行方法、工事について利用者様と詳細な調整を行ってまいります。

11. 租税の扱い

終了促進措置に基づき、ソフトバンクモバイルより提供させて頂く無線設備及び附属設備により、原則、利用者様に受贈益が発生致します。また、設備の種別により償却資産になる場合もございます。

固定資産税及び法人税につきましては、会計原則・税法に従い、利用者様にてお支払い願います。

※ 詳細は、税理士などにご相談ください。

以上